相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県下都賀郡野木町大字丸林三七二番地二一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　渡邉　弘明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月九日

栃木県下都賀郡野木町大字友沼六五〇九番地一四　相続財産管理人　山中　保男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区東六郷三丁目八番、最後の住所東京都大田区仲六郷四丁目三番一六―六二〇号　被相続人　亡　猿橋　慎治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月九日

東京都港区赤坂二丁目一七番二二号赤坂ツインタワー本館六階末吉綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　後藤　高志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県東山梨郡加納岩町上石森五〇一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　平塚きわの

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月九日

山梨県甲州市塩山下萩原一八〇六番地一　相続財産管理人　中山　健夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野市篠ノ井二ツ柳二二五五番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山本　俊雅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月九日

長野県長野市県町四六〇番地二長教ビル三階戸崎法律事務所　相続財産管理人　弁護士　龍口　基樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市大和町毛受字東屋敷四七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鵜飼　利光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月九日

名古屋市中区丸の内二丁目一八番二二号三博ビル八階宮道佳男法律事務所　相続財産管理人　弁護士　宮道　佳男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府富田林市清水町三番、最後の住所大阪府富田林市清水町三番一六―四〇五号　被相続人　亡　佐々木康雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月九日

大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目三一番二六号阿倍野総合事務所　相続財産管理人　久保　公人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市南区向洋中町二七六九番地、最後の住所広島市南区青崎一丁目一番九号　被相続人　亡　山岡千枝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月九日

広島市安佐南区上安七丁目九番一八号、事務所広島市中区上八丁堀三番六号第二ウエノヤビル三階　相続財産管理人　末廣浩一郎

無縁墳墓等改葬公告

適正な霊園管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十一年七月九日

一　墳墓等所在地　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二

一　墳墓等の名称　冨士霊園

一　区六号〇六三八番　茨田家、八区二号一三八七番　小林家

一　死亡者の本籍及び氏名　各死亡者の本籍は不詳　一区六号〇六三八番　茨田えみ子、茨田小二郎　八区二号一三八七番　小林イネ

一　改葬を行おうとする者　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二　財団法人冨士霊園

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を北海道知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十一年七月九日

左記代理人

北海道家畜商業協同組合連合会

会長　多田　政行

記

一、住所、氏名　北海道河東郡音更町字高倉西五線七三番地、菅原　貞助

一、住所、氏名　北海道河東郡音更町字東音更東二線一二番地、田村　一

一、住所、氏名　北海道河東郡音更町字東和基線六〇番地、河田　道夫

一、住所、氏名　北海道中川郡池田町字青山三二六番地、前田　謹吾

一、住所、氏名　北海道上川郡清水町字旭山五五番地、角田　茂

一、住所、氏名　北海道河西郡更別村字更別南四線五七番地の一四、辻　光正

一、住所、氏名　北海道河西郡更別村字更別南一線一二一番地七、森田安太郎

一、住所、氏名　北海道帯広市大正本町本通四丁目三番地、堀口　秀雄

一、住所、氏名　北海道河東郡音更町宝来本通五丁目一番地一、津田　信明

一、住所、氏名　北海道足寄郡陸別町トマム南三線八七番地、小松　八郎

一、住所、氏名　北海道広尾郡広尾町字野塚三線二一番地の七、佐々木　透

一、住所、氏名　北海道河東郡士幌町字上音更西四線二〇五番地、髙橋　良宣

一、住所、氏名　北海道中川郡本別町西勇足三六番地三、林　勝吉

一、住所、氏名　北海道河東郡上士幌町字上士幌東三線二三五番地、日置　佐一

一、住所、氏名　北海道河西郡芽室町北伏古東六線一八番地二、早苗　實

一、住所、氏名　北海道中川郡池田町字千代田五七七番地の一、榎本　邦博

一、住所、氏名　北海道中川郡本別町押帯四三番地一、山田　義一

一、住所、氏名　北海道中川郡本別町西仙美里一八八番地五、草島　勲

一、住所、氏名　北海道河西郡芽室町東一条二丁目五番地、藤井　正好

一、住所、氏名　北海道中川郡幕別町忠類公親二三六番地、川又　弘司

一、住所、氏名　北海道中川郡豊頃町礼作別二三番地、門　壽雄

一、住所、氏名　北海道河西郡更別村字更別南四線六八番地の三、宮武　隆